

## 熊本県立自然公園事業の決定等取扱要領

関係広域本部・地域振興局長等宛 環境生活部長通知  
制定 令和5年9月21日 自保第366号

熊本県立自然公園条例（昭和33年条例第45号。以下「条例」という。）第10条に基づき公園事業の決定、廃止及び変更（以下「決定等」という。）に関しては、条例、熊本県立自然公園条例施行規則（昭和47年規則第45号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

- 第1 公園事業の決定により定める事項
- 第2 公園事業の決定等の要件等
- 第3 公園事業の決定書等の作成
- 第4 環境審議会への諮問
- 第5 審議会への諮問を要しない公園事業の決定等
- 第6 協議会による公園事業の決定等の提案
- 第7 公園事業の決定等の公示
- 別添1 決定すべき公園事業の位置及び規模
- 別添2 公園事業の決定書等作成要領
- 別添3 公園事業の決定調書作成要領

### 第1 公園事業の決定により定める事項

公園事業の決定に当たっては、風致景観の保護に留意しつつ、適正な公園利用を推進することを目的として、公園計画に基づき執行される公園事業の種類、位置及び規模等の整備すべき公園施設の大綱を定めるものとする。

### 第2 公園事業の決定等の要件等

公園事業の決定等については、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 公園事業の内容が公園計画に適合していること。
- (2) 公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。
- (3) 公園事業の執行の見込みがあること。

なお、(1)の審査のうち、集団施設地区における公園事業の決定等に当たっては、具体的な配置等が、公園計画で定められた整備計画区ごとの整備方針についても適合しなければならないため、その点に留意すること。また、大規模な施設の整備等により風致景観上の支障が懸念される案件については、事前に十分な時間的余裕をもって環境影響評価調査を実施し、公園事業の決定の適否を判断するとともに自然環境保全のための対

策を十分に講じることとする。

### 第3 公園事業の決定書等の作成

#### 1 決定すべき公園事業の位置及び規模

決定すべき公園事業の位置及び規模は、別添1「決定すべき公園事業の位置及び規模」に定めるところにより決定するものとする。

#### 2 決定書等の作成

公園事業の決定等に当たっては、別添2「公園事業の決定書等作成要領」に定めるところにより、決定書等（添付図面を含む）を作成するものとする。

#### 3 事業決定調書の作成

公園事業の決定等に当たっては、別添3「公園事業の決定調書作成要領」に基づき、次の事項に関する事業決定調書を作成するものとする。

- (1) 公園事業の位置及びその周辺地域の現況
- (2) 整備すべき公園施設の内容
- (3) 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

### 第4 環境審議会への諮問

公園事業の決定等に当たっては、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

### 第5 審議会への諮問を要しない公園事業の決定等

#### 1 対象となる公園事業の決定等については次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する公園事業の決定のうち、当該決定の際現に県立自然公園の保護又は利用のために実施されている事業を公園事業として決定するものであって、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該公園事業の位置及び規模等として決定するもの。
- (2) 条例第10条第3項に規定する公園事業の変更であって、次の各号に掲げるもの。
  - ア 当該変更の際現に県立自然公園の保護又は利用のために実施されている事業を既存の公園事業の一部として追加する変更であって、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該公園事業の位置及び規模等として追加する変更
  - イ 既存の公園事業に係る施設の位置又は規模等の現状に合わせて、当該公園事業の位置又は規模等を変更するもの
  - ウ 公園事業の管理の観点から、既存の公園事業の統合、分割又は重複部分の削除を行うもの
  - エ 公園事業の名称の変更
- (3) 条例第10条第3項に規定する公園事業の廃止

#### 2 なお、審議会への諮問を要しない公園事業の決定等に該当する場合であっても、公

園事業の決定等に当たり県立自然公園の保護又は利用上必要と認められる場合には、審議会に諮問することができる。

## 第6 協議会による公園事業の決定等の提案

条例第16条の2第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）による条例第10条の2第1項に規定する公園事業の決定等の提案については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 提案に当たっては、以下の書類の提出を求めるものとする。
  - ア 提案書（協議会を組織した市町村、協議会の名称、協議会の構成員の氏名又は名称、提案の理由を記載する）
  - イ 提案に係る公園事業の素案（公園事業の決定書等に準じて作成する）
  - ウ 提案に係る公園事業の決定又は変更の図面（公園事業の決定書等に準じて作成する）
- (2) 提案の内容を踏まえて必要があると認めるときは、以下の書類の追加提出を求めるものとする。
  - ア 当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況又は特質
  - イ 当該提案に係る県立自然公園の利用の状況
- (3) 提案の内容を踏まえて公園事業の決定等をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知するものとする。
- (4) なお、協議会による提案の内容は条例第10条の2第1項の規定のとおり利用拠点整備改善計画の作成のために必要なものに限定され、具体的には利用拠点における新たな公園事業の決定や公園事業の位置や規模の変更等が想定される。

## 第7 公園事業の決定等の公示

条例第10条第2項及び第3項の規定による公園事業の決定等の公示は公報への掲載により行うこととし、公報に掲載すべき事項は決定等をする内容のうち、公園事業の名称、種類及び位置とする。

## 附則

この取扱要領は、令和5年9月21日から施行する。

(別添1)

## 決定すべき公園事業の位置及び規模

決定すべき公園事業の位置及び規模は、公園事業の種類ごとに、「決定すべき公園事業の位置及び規模一覧表」のとおりとする。

なお、公園事業の位置及び規模は、公園の利用動向、利用上の必要性及び風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとするとともに、決定に当たっては下記の事項に留意することとする。

### 記

#### 1 公園事業の位置について

公園事業の位置については、原則として事業執行が見込まれる路線、区域又は位置について決定することとする。ただし、各公園施設が近接して不連続に分布する場合は、介在する事業執行が当面見込まれていない路線又は区域を含めて公園事業の位置とみなすことができるものとする。

#### 2 取付け道路について

各施設への取付け道路は、施設の規模として算入することを省略することができるものとする。

#### 3 路線について

- (1) 計画路線の一部について決定する場合は、利用上のまとまりを考慮して決定する路線を定める。
- (2) 路線距離は、実延長距離とする。
- (3) 路線距離は枝線距離を含めて決定する。
- (4) 各々の路線距離が0.5 km未満の枝線に係る起終点の決定及び路線図上の路線表示は省略することができる。また、複数の枝線を有する道路については、中心的な路線をもって起終点の決定及び路線図上の路線表示を行う。

#### 4 区域について

- (1) 園路等の線的施設の敷地については、区域面積に算入することを省略できる。
- (2) 園路等の線的施設が高密度で整備される地区については、当該公園施設敷間に介在する当該公園施設敷以外の土地も含めて、区域とみなすことができる。
- (3) 水泳場、舟遊場、係留施設等に係る水域の区域面積は、施設の占用許可面積等を基に算定する。水泳場及び舟遊場に係る利用水面の範囲は含まず、施設の占用許可面積等のみとする。

(4) 給水施設又は排水処理施設の区域面積は、給水又は排水処理対象区域面積を基に算定する。

## 5 最大宿泊者数について

最大宿泊者数は次に掲げる指標を参考に、公園利用の快適性の確保及び環境保全上の制約の観点から定めることとする。当該地域の公園利用上の特性や自然環境の状況を踏まえたその他の指標を参考に定めることも可とする。

(1) 和室の場合、寝室たる客室について畳2帖につき1人、洋室の場合、ダブルベッドは2人、ツインベッドは2人、シングルベッドは1人を目安として計算する。ただし、山小屋及びコテージについては、寝室たる客室について畳1帖につき1人を目安とする。また、テントサイトの場合は30㎡につき1人を目安として計算する。ただし、山岳地等においてはこの限りではない。

(2) 宿泊利用者数に対する上水の供給能力及び下水の処理能力、公園施設敷の限界等、環境保全上の制約条件等がある場合は、それらを考慮して最大宿泊者数を定める。

## 6 付帯施設の包括について

各施設は、規則第2条に掲げる施設であって、当該施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設であるところの付帯施設(以下「付帯施設」という。)を包括した公園事業として、決定することができるものとする。

なお、最大宿泊者数、区域面積を定めることとしていない事業において、野営場事業を付帯施設とする場合には、原則として別途最大宿泊者数、区域面積を定めることとする(当該事業に含めることができる付帯施設の一覧及び留意点については「熊本県公園事業取扱要領運用細則」別添2を参照。)。ただし、宿舎を他の施設に包括することはできないものとする。

決定すべき公園事業の位置及び規模一覧表

公園事業の種類	公園事業の位置 (添付図面)	公園事業の規模(単位)
道路(車道)	路線(路線図)	路線距離(km)・有効幅員(m)
道路(自転車道)	路線(路線図)	路線距離(km)
道路(歩道)	路線(路線図)	路線距離(km)
橋	路線(路線図)	路線距離(km)
広場	区域(区域図)	区域面積(ha)(野営場を付帯する場合最大 宿泊者数(人/日))
園地	区域(区域図)	区域面積(ha)(野営場を付帯する場合最大 宿泊者数(人/日))
宿舎	区域(区域図)	区域面積(ha)・最大宿泊者数(人/日)
避難小屋	位置(位置図)	箇所数(箇所)
休憩所	区域(区域図)	区域面積(ha)
展望施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
案内所	区域(区域図)	区域面積(ha)
野営場	区域(区域図)	区域面積(ha)・最大宿泊者数(人/日)
運動場	区域(区域図)	区域面積(ha)
水泳場	区域(区域図)	区域面積(ha)
舟遊場	区域(区域図)	区域面積(ha)
スキー場	区域(区域図)	区域面積(ha)
スケート場	区域(区域図)	区域面積(ha)
乗馬施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
車庫	区域(区域図)	区域面積(ha)
駐車場	区域(区域図)	区域面積(ha)
燃料等供給施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
昇降機	位置(位置図)	箇所数(箇所)
自動車運送施設	路線(路線図)	路線距離(km)
自動車運送施設(専用 自動車道の場合)	路線(路線図)	路線距離(km)・有効幅員(m)
自動車運送施設(単独 施設的なもののみの場 合)	区域(区域図)	区域面積(ha)
船舶運送施設	路線(路線図)	路線距離(km)
水上飛行機	路線(路線図)	路線距離(km)・最大輸送量(人/時)
	路線(路線図)	路線距離(km)・最大輸送量(人/時)

鐵道運送施設 索道運送施設		
一般自動車道 係留施設	路線（路線図） 区域（区域図）	区間距離（km）・幅員（m） 区域面積（ha）
給水施設	区域（区域図）	区域面積（ha）・給水量（m <sup>3</sup> /日）
排水施設	区域（区域図）	区域面積（ha）・排水処理量（m <sup>3</sup> /日）
医療救急施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
公衆浴場	区域（区域図）	区域面積（ha）
公衆便所	位置（位置図）	箇所数（箇所）
汚物処理施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
博物館	区域（区域図）	区域面積（ha）
植物園	区域（区域図）	区域面積（ha）
動物園	区域（区域図）	区域面積（ha）
水族館	区域（区域図）	区域面積（ha）
博物展示施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
野外劇場	区域（区域図）	区域面積（ha）
植生復元施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
動物繁殖施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
砂防施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
防火施設	区域（区域図）	区域面積（ha）
自然再生施設	区域（区域図）	区域面積（ha）

( 別添 2 )

### 公園事業の決定書等作成要領

公園事業の決定書、廃止書及び変更書は、本要領の定めるところにより作成することとする。

- 1 公園事業の決定書（添付図面含む。）は、様式 1 によることとする。
- 2 公園事業の廃止書（添付図面含む。）は、様式 2 によることとする。
- 3 公園事業の変更書（添付図面含む。）は、様式 3 及び様式 3 - 2 によることとする。



様式 1

県立自然公園 事業決定書		告示第 号 年 月 日
事 業 決 定 事 項	公園事業の名称 及び種類	
	公園事業の位置	
	公園事業の規模	
	添付図面	

参 考 画	公園 施設計画	告示第 号 年 月 日
	規制計画	告示第 号 年 月 日
事 業 備 考 項	公園事業者 ( 予定 )	
	工 種	
	備 考	

添付図面

(区域を定めるもの)

(位置を定めるもの)

(路線を定めるもの)

## 1 決定書

### (1) 公園事業の名称及び種類欄

名称は、道路等にあつては施設計画の路線名、園地等の単独施設等にあつては公園計画書記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。

### (2) 公園事業の位置欄

公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区名を地名通称又は起終点とする。

### (3) 公園計画欄

- ・施設計画の欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載する。
- ・規制計画の欄には、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域の順に、該当する地域地種区分を記載する。

### (4) 告示年月日及び番号欄

規制計画の特別地域にあつては条例第21条、普通地域にあつては条例第6条、施設計画にあつては条例第8条に係る告示年月日及び番号を記載する。

## 2 添付図面（決定図）

### (1) 使用地図及び規格

原則として、国土地理院発行の縮尺1/25,000の地形図を使用する。

### (2) 表示方法

- ・路線を定めるものにあつては、該当路線を実線で表示し、起終点を明らかにする。集団施設地区内の道路等の枝線が多くて表示が困難な路線は、代表的な路線をもって表示する。
- ・区域を定めるものにあつては、該当区域の区域線を表示し、必要に応じてその線種を明らかにする。なお、区域面積が5ha未満のものについては、該当位置に直径10mmの円を表示することで区域線の表示に代えることができるものとする。
- ・位置を定めるものにあつては、該当位置に直径10mmの円を表示する。
- ・以上の方法で表示した公園事業の位置に事業の名称及び種類を明記する。

様式 2

事 業 決 定 書			告示第 号
県立自然公園			年 月 日
事 業 廃 止 事 項	公園事業の名称 及び種類		
	公園事業の位置		
	公園事業の規模		
	添付図面		
参 考 事 項	公園 計画 画	施設計画	告示第 号 年 月 日
		規制計画	告示第 号 年 月 日
	備考	事業決定（ 年 月 日告示第 号） の廃止	

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって、記載する。

なお、備考欄には、廃止前の公園事業の決定の告示年月日及び番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

2 添付図面（廃止図）

決定書の添付図面（決定図）にならって、作成する。

様式 3

県立自然公園		告示第	号
事業変更書		年 月	日
事業 変更 事項		変更前	変更後
	公園事業の名称 及び種類		
	公園事業の位置		
	公園事業の規模		
	添付図面		

参 考	公 園	施 設 計 画	告示第	号
			年 月	日
考 事	計 画	規 制 計 画	告示第	号
			年 月	日
事 項	公 園 事 業 者 ( 予 定 )			
	工 種			
	備 考		事業決定( 年 月 日告示第 号 ) の変更	

## 作成上の留意事項

### 1 記載方法

決定書にならって、記載する。

なお、備考欄には、施設整備の概要のほか、変更前の公園事業の決定の告示年月日及び番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

### 2 複数事業の統合

同一の計画で複数の公園事業の決定がなされているものを統合する等の変更を行う場合は、変更書の様式3-2を使用することとする。

### 3 添付図面（変更図）

決定書の添付図面（決定図）にならって、作成する。

様式 3 - 2

県立自然公園事業変更書

告示第 号
年 月 日

事業 変更 事項	変 更 前		変 更 後	
	公園事業の名称 及び種類 (告示年月日、番号)	公園事業の位置及び規模	公園事業の名称 及び種類	公園事業の位置及び規模
	年 月 日 告示第 号	[ ] [公園事業の規模]		[ ] [公園事業の規模]
	年 月 日 告示第 号	[ ] [公園事業の規模]		[ ] [公園事業の規模]
	年 月 日 告示第 号	[ ] [公園事業の規模]		[ ] [公園事業の規模]
	添付図面		添付図面	

参考 事項	公園計画	施設計画	年 月 日 告示第 号	
		規制計画	年 月 日 告示第 号	
	公園事業者(予定)		事業決定(	年 月 日 告示第 号、
	工 種	備 考		年 月 日 告示第 号
			及び	年 月 日 告示第 号)
			の変更	

(別添3)

## 公園事業の決定調書作成要領

熊本県立自然公園事業の決定調書は、公園事業ごとに作成する。記載すべき項目は、次のとおりとする。

### 1 公園事業の位置及びその周辺地域の現況

#### (1) 位置

公園事業の位置及び当該公園内の地理的位置関係

(併せて事業地の現況天然色写真(カラー写真)を添付すること)

#### (2) 公園計画の現況

施設計画及び規制計画の内容(併せて公園計画図を添付すること)

#### (3) 自然環境の現況

- ・事業地の地形、植生、主要な野生動植物の生息、生育現況等
- ・その他、必要に応じて特異な自然現象、水質等の環境保全上特記すべきもの

#### (4) 土地所有者

事業地の土地所有者

#### (5) 権利制限関係等

事業地に係る保安林、鳥獣保護区、文化財、砂防区域、総合保養地域整備法に基づく特定施設等の指定状況(必要に応じて図面を添付)

#### (6) 県立自然公園の保護又は利用の実態

##### <保護施設>

- ・当該事業の保護上の位置づけ
- ・事業地の利用者数及び主な利用形態
- ・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態
- ・事業地の保護対象及び保護の状況

##### <利用施設>

- ・当該事業の利用上の位置づけ
- ・事業地の利用者数及び主な利用形態
- ・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態

### 2 整備すべき公園施設の内容

#### (1) 整備計画

- ・整備予定施設の基本計画図(整備計画の概略が容易にわかるもの)
- ・事業主体別の既存施設の種類及び規模、整備予定施設の種類及び規模(様式は次の表のとおり)



事業主体	現 行		変 更 後	
	公園施設の 種類	規 模	公園施設の 種類	規 模
1 .				
2 .				
計	( 事業決定すべき施設の規模の合計を記載する。 )			

<記入例>

事業主体	現 行		変 更 後	
	公園施設の 種 類	規 模	公園施設の 種 類	規 模
1. (株)	ホテル  駐車場 敷地	建築面積 3 千m <sup>2</sup> 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	変更なし	変更なし
2. (株)	ホテル  駐車場 敷地	建築面積 2 千m <sup>2</sup> 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	ホテル  駐車場 敷地	建築面積 4 千m <sup>2</sup> 収容力 2 千人 高さ 15m 2 ha 3 ha
計	区域面積 最大宿泊者数	4 ha 2 千人	区域面積 最大宿泊者数	5 ha 3 千人 (事業決定すべき施設の規模の合計を記載する。)

(2) 事業費

公園事業執行のために必要な事業費とその内訳。

公園事業者名	年度	年度	年度	総 額
1. (株)	費 円	費 円 費 円	未定	
合計金額	円	円		円
2. (株)	費 円 費 円 費 円			
合計金額	円			円
総 額	円	円		円

( 3 ) 保護又は利用上の必要性及び効果

公園事業執行の必要性及び期待される公園保護又は利用上の効果。

3 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

施設整備が自然環境等に与える影響の予測及びその影響を軽減させるための措置。